

滋賀県公共事業評価監視委員会の運営について

| | ページ |
|------------------------------|-----|
| 1. 令和２年度「審議案件」 | 1 |
| 2. 令和２年度 滋賀県公共事業評価監視委員会 開催日程 | 1 |
| 3. 滋賀県公共事業再評価実施要綱等 | |
| (1) 滋賀県公共事業等計画評価実施要綱 | 2 |
| ・公共事業等計画評価の実施フロー | 4 |
| (2) 滋賀県公共事業再評価実施要綱 | 5 |
| ・公共事業再評価の実施フロー | 7 |
| (3) 滋賀県附属機関設置条例 | 9 |
| (4) 滋賀県公共事業評価監視委員会規則 | 10 |
| (5) 滋賀県公共事業評価監視委員会運営要領 | 11 |
| (6) 滋賀県公共事業評価監視委員会会議公開取扱要領 | 13 |
| (7) 滋賀県公共事業評価監視委員会傍聴要領 | 15 |

1. 令和2年度「審議案件」

計画の評価（社会資本総合整備計画）

| 番号 | 計画名称 | 担当 | 評価種別 | 備考 |
|----|---|-------|------|----|
| 1 | 道路施設点検および計画的な修繕による信頼性の高いみちづくり（橋梁・トンネル等） | 道路保全課 | 事後 | |
| 2 | 子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備 | 道路整備課 | 中間 | |
| 3 | 生活空間の安全確保のための通学路等の整備 | 道路整備課 | 中間 | |
| 4 | 計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等） | 道路保全課 | 中間 | |
| 5 | 滋賀県管理ダムにおける長寿命化計画に基づく総合的なダム機能の回復および向上の推進（防災・安全）緊急対策 | 流域政策局 | 事後 | |
| 6 | 鉄道駅へのアクセス向上と安全・安心な歩行者自転車の通行環境をめざしたまちづくり（防災・安全） | 都市計画課 | 事後 | |
| 7 | 都市公園の整備による緑豊かな魅力あるまちづくり「その2」 | 都市計画課 | 事後 | |
| 8 | 滋賀県地域住宅等整備計画（第2期） | 住宅課 | 事後 | |
| 9 | 滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり | 建築課 | 事後 | |
| 10 | 滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり（防災・安全） | 建築課 | 事後 | |
| 11 | 次世代の下水道整備の推進（その2） | 下水道課 | 事後 | |
| 12 | 持続可能な下水道事業の推進（防災・安全）（その2） | 下水道課 | 中間 | |

2. 令和2年度 滋賀県公共事業評価監視委員会 開催日程

| 委員会 | 日時 | 場所 | 審議案件 | 報告案件 |
|-------------|--------------------------|--------------------------|--------------|------------------|
| 第1回 (今回) | 11月17日(火) 13:30~17:15 | 滋賀県防災機器管理局 災害対策室5・6・7 | 1, 4, 11, 12 | — |
| 第2回 (予定) | 1月20日(水) 13:30~17:15 | 未定 | 2, 3, 6, 7 | 今後の方針 (1, 11) |
| 第3回 (予定) | 2月10日(水) 13:30~17:15 | 未定 | 5, 8, 9, 10 | 今後の方針 (6, 7) |

滋賀県公共事業等計画評価実施要綱

第1 目的

この要綱は、県が作成した社会資本総合整備計画および農山漁村地域整備計画（以下これらを「計画」という。）について、計画の期間の中間に実施する評価（以下「中間評価」という。）および計画の期間の終了時に実施する評価（以下「事後評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定めることにより、公共事業等の効率性および実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 評価の時期

- 1 中間評価は、原則として計画の期間の中間年度または中間年度の翌年度に実施するものとする。ただし、計画に位置づけられた対象事業（以下「対象事業」という。）の事業費の合計が50億円未満の計画については、中間評価を実施しないことができる。
- 2 事後評価は、原則として計画の期間の最終年度に実施するものとする。ただし、計画の期間の最終年度に実施できないやむを得ない事情がある場合は、最終年度の翌年度に実施することができる。

第3 中間評価および事後評価の内容

- 1 知事は、次に掲げる事項について中間評価を行うものとする。
 - (1) 事業の進捗状況
 - (2) 事業効果の発現状況
 - (3) 評価指標の目標値の実現状況
- 2 知事は、次に掲げる事項について事後評価を行い、今後の方針の案を作成するものとする。
 - (1) 事業の進捗状況
 - (2) 事業効果の発現状況
 - (3) 評価指標の目標値の実現状況
 - (4) 主要な事業に関する次の事項
 - ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - イ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
 - ウ コスト縮減および代替案立案等の可能性
 - エ その他必要と考えられる事項
- 3 2の(4)の主要な事業は、対象事業のうち、県が事業主体がとなって実施する公共事業で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。ただし、維持管理に係る事業を除く。
 - (1) 計画の期間の最終年度において事業採択後5年以上を経過し、かつ、未着工の事業
この場合において、「事業採択」とは「国の事業採択通知を受け事業費が予算化された時点」とし、「未着工の事業」とは「用地買収手続と工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、土地区画整理事業および市街地再開発事業については、権利変換等が実施されている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。
 - (2) 計画の期間の最終年度において事業採択後10年以上を経過し、かつ継続中の事業
- 4 3において事業採択後、当該事業に係る都市計画の決定または変更が行われた場合においては、3の(1)および(2)の「事業採択後」を「都市計画の決定または

変更が行われた時点から後」と、また事業採択後、河川整備計画の策定または変更が行われ、当該事業が河川整備計画に位置づけられた場合においては、3の(1)および(2)の「事業採択後」を「河川整備計画の策定または変更が行われた時点から」と読み替えるものとする。

5 2の(4)に係る事後評価は、国土交通省または農林水産省が定める再評価の手法を参考とし、必要に応じてこれを修正して実施するものとする。

第4 滋賀県公共事業評価監視委員会への諮問

知事は、中間評価の内容ならびに事後評価の内容および今後の方針の案について、滋賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

第5 今後の方針の案の作成および決定

1 知事は、中間評価の内容に係る委員会の審議内容を尊重して、今後の方針の案を作成する。

2 知事は、今後の方針の案に対して委員会から意見の具申があった場合は、これを尊重して今後の方針を決定する。

第6 今後の方針の公表

知事は、今後の方針を決定したときは、これを関係機関に報告するとともに、公表する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、計画の中間評価または事後評価の実施について必要な事項は別に定める。

第8 施行期日

この要綱は、平成24年2月9日から施行する。

公共事業等計画評価の実施フロー

滋賀県公共事業等計画評価実施要綱

評価対象

- 社会資本総合整備計画
 - ・道路、街路
 - ・住宅、建築
 - ・河川砂防
 - ・下水道
 - ・都市公園

- 農山漁村地域整備計画
 - ・農業農村整備
 - ・森林整備・治山

計画期間に
対する時期

[前年度末]

1 計画の作成・国への提出

[中間年度
または
翌年度]

2 中間評価

※50億円未満の計画は任意

- 評価の実施
 - ・事業の進捗状況
 - ・事業効果の発現状況
 - ・評価指標の目標値の実現状況

評価監視委員会

目標に照らし適切な計画の執行がなされているか

- ①中間評価の内容の審議（計画の内容説明と把握）
- ②主要な事業の選定（1事業または数事業）
 - 要件
 - ・事業採択後5年以上経過し未着工の事業
 - ・事業採択後10年以上経過し継続中の事業

選定

公表

[原則、
最終年度]

3 事後評価、今後の方針の案の作成

- ①評価の実施
 - ・事業の進捗状況
 - ・事業効果の発現状況
 - ・評価指標の目標値の実現状況
 - ・主要な事業の評価（B/Cなど）
- ②今後の方針の案の作成
 - ※中間評価にかかる委員会の審議内容を尊重して作成

※主要な事業の評価は、国が定める再評価の手法を参考とし、必要に応じてこれを修正して実施

評価監視委員会

目標に照らし適切な計画の執行がなされているか

- ①事後評価の内容の審議
- ②今後の方針の案の審議
- ③今後の方針の案に関する意見具申

意見

公表

報告

4 今後の方針の決定

公表

5 次期計画の検討

滋賀県公共事業再評価実施要綱

第1 目的

この要綱は、県が事業主体となって実施する公共事業について、事業採択後一定期間が経過した時点における社会経済情勢の変化等を踏まえた事業の再評価（以下「再評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定めることにより、事業の効率性およびその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 対象事業

- 1 再評価の対象となる事業は、県が事業主体となって実施する公共事業のうち、国土交通省および農林水産省の所管に係る国庫補助事業（社会資本整備総合交付金または農山漁村地域整備交付金を充当する事業（以下「交付金事業」という。）を含む。）ならびに全体事業費が概ね10億円以上の単独事業とする。ただし、維持管理に係る事業を除く。
- 2 1の規定にかかわらず、第4の1の(1)から(5)までに掲げる視点に準じて行われる再評価と類似の制度を有する公共事業については、当該制度によるものとする。

第3 要件

- 1 再評価を実施する事業は、次のいずれかに該当する事業とする。ただし、交付金事業は(5)に該当する事業に限る。
 - (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
この場合において、「事業採択」とは国庫補助事業については「国の事業採択通知を受け事業費が予算化された時点」、単独事業については「詳細設計に着手した時点」と、「未着工の事業」とは「用地買収手続と工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、土地区画整理事業および市街地再開発事業については、権利変換等が実施されている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。
 - (2) 事業採択後10年間（事業の特性により必要な場合にあつては、5年間）を経過した時点で継続中の事業
 - (3) 再評価実施後5年間（事業の特性により必要な場合にあつては、10年間）を経過した時点で未着工または継続中の事業
 - (4) 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業
事業採択前の準備計画段階で個別箇所が明確になる事業については、再評価を実施するものとする。この場合において、「準備・計画段階」とは、「道路事業・街路事業については、地域高規格道路、連続立体交差事業等大規模な事業箇所を着工準備費が予算化された時点から事業採択に至るまでの段階、ダム事業については、実施計画調査費が予算化された時点から河川整備計画に位置付けられるまでの段階」とする。
 - (5) 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業
- 2 事業採択後または着工準備費が予算化された後、当該事業に係る都市計画の決定または変更が行われた場合においては1の(1)および(2)の「事業採択後」または1の(4)の「準備・計画段階」の定義における「着工準備費が予算化された時点から」を「都市計画の決定または変更が行われた時点から」と、また、事業採択後、河川整備計画の策定または変更が行われ、当該事業が河川整備計画の中に位置づけられる事業においては1の(1)および(2)の「事業採択後」を「河川整備計

画の策定又は変更が行われた時点から」と読み替えることができるものとする。

- 3 1の規定にかかわらず、再評価該当年度に完了することとなる事業または既に主要工事を完了している事業については、再評価を実施しないことができる。
- 4 1の規定にかかわらず、河川事業、ダム事業については、河川法の規定に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定または変更を行った場合には、この要綱による再評価の手続きが行われたものと位置づけ、その結果を滋賀県公共事業評価監視委員会に報告するものとする。

第4 再評価の視点および対応方針の案の作成

- 1 知事は、次に掲げる視点から再評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を休止または中止することとする対応方針の案を作成するものとする。
 - (1) 事業の進捗状況
 - (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
 - (4) コスト縮減および代替案立案等の可能性
 - (5) その他事業種類ごとに別に定める必要な事項
- 2 対応方針の案の作成に当たっては、関係機関の意見の聴取、再評価の実施に必要なとなるデータの収集、整理等を行うものとする。
- 3 対応方針の案の作成に関し必要な事項は、事業種類ごとに別に定める。

第5 滋賀県公共事業評価監視委員会への諮問

知事は、再評価の内容および対応方針の案について、滋賀県公共事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、滋賀県公共事業評価監視委員会から意見の具申があった場合は、これを尊重して対応方針を決定する。

第7 対応方針等の公表

知事は、対応方針を決定したときは、対応方針および結論に至った理由を関係機関に報告するとともに、公表する。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、再評価の実施について必要な事項は別に定める。

第9 施行期日

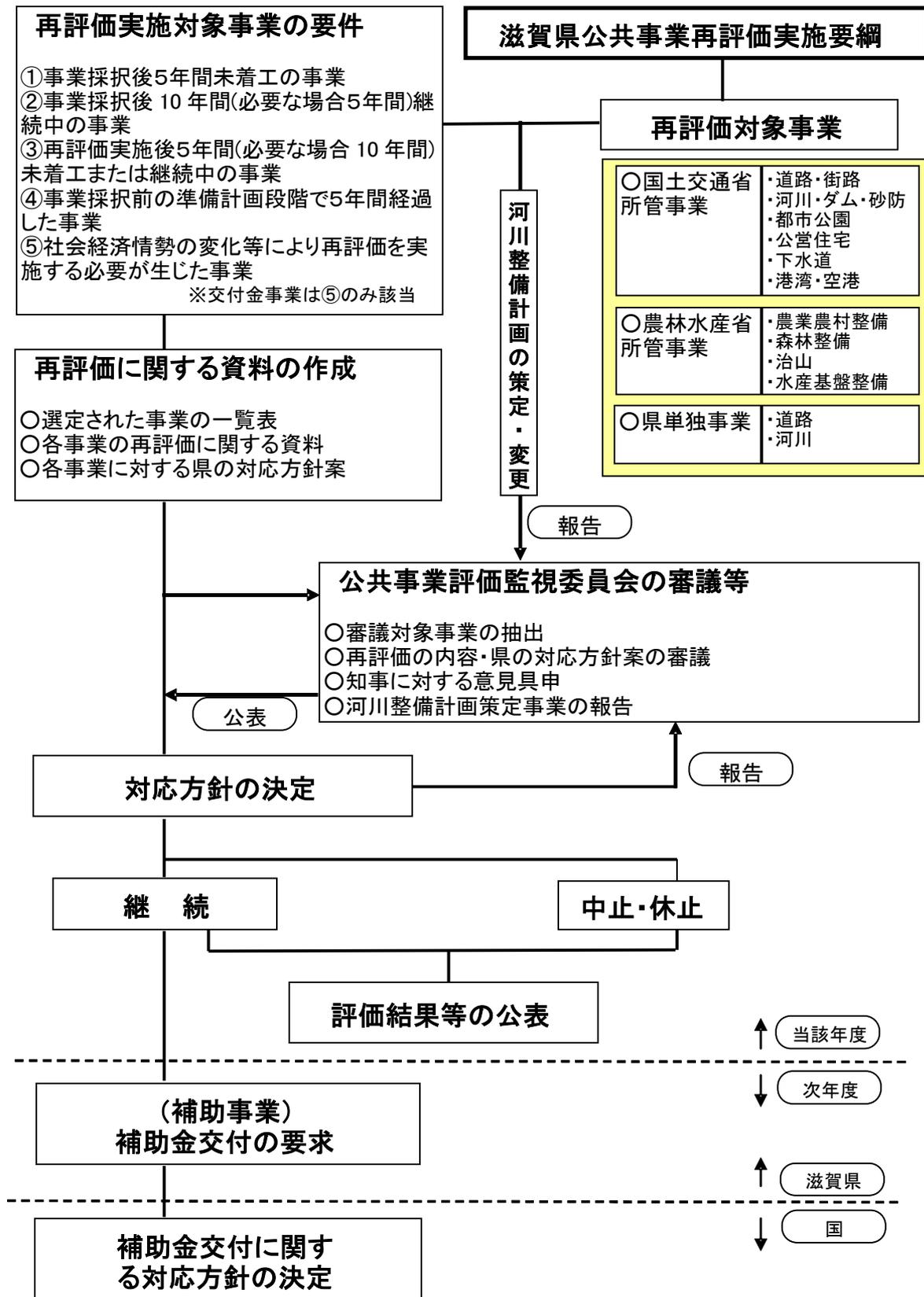
この実施要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この実施要綱は、平成17年10月14日から施行する。

この実施要綱は、平成24年2月9日から施行する。

この実施要綱は、平成28年11月1日から施行する。

公共事業再評価の実施フロー



「滋賀県公共事業再評価実施要綱」における各種要領等の位置付け

◎滋賀県公共事業再評価実施要綱

第2（対象事業）

県が事業主体となって実施する公共事業のうち、国土交通省および農林水産省の所管に係る国庫補助事業ならびに全体事業費がおおむね10億円以上の単独事業～

第5（事業評価監視委員会への諮問）

知事は、再評価の内容および対応方針の案について、滋賀県公共事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。

→ 滋賀県公共事業評価監視委員会設置要領

第8（その他）

～再評価の実施について必要な事項は、別に定める。

<補助事業>

●国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

- 道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目
- 河川及びダム事業の再評価実施要領細目
- 砂防等事業の再評価実施要領細目
- 都市公園等事業の再評価実施要領細目
- 土地区画整理事業の再評価実施要領細目
- 市街地再開発事業等に係る再評価実施要領細目
- 公営住宅整備事業等に係る再評価実施要領細目
- 下水道事業の再評価実施要領細目
- 港湾関係事業再評価実施要領細目
- 航空局関係公共事業再評価実施細目
- ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目

●滋賀県農林水産省所管公共事業再評価実施要領

- 細部運用（農業農村整備事業）
- 〃 （森林整備事業・治山事業）
- 〃 （沿岸漁場整備開発事業）

（注：要領及び細目は例示）

滋賀県附属機関設置条例 (H25.7.5 公布)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

- 2 委員は、執行機関(別表第3項に掲げる附属機関にあつては知事)が任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第4条 附属機関は、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員についても、同様とする。
- 4 (略)
- 5 (略)

別表(第2条関係) (※滋賀県公共事業評価監視委員会関係部分を抜粋)

1 知事の附属機関

| 名称 | 担任する事務 | 委員の数 | 委員の構成 | 委員の任期 |
|----------------|---|-------|----------------------------------|-------|
| 滋賀県公共事業評価監視委員会 | 知事の諮問に応じて公共事業の評価について調査審議し、および監視することならびにこれらの事項に関して知事に意見を述べること。 | 14人以内 | (1)学識経験を有する者 (2)その他知事が適当と認める者 | 2年 |

滋賀県公共事業評価監視委員会規則（H25.7.5 公布）

（趣旨）

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第 号）第5条の規定に基づき、滋賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長および副委員長）

第2条 委員会に、委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（臨時委員）

第3条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第5条 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、土木交通部監理課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県公共事業評価監視委員会運営要領

第1 目的

この要領は、滋賀県公共事業評価監視委員会規則第7条に基づき、滋賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営方法等を定めるものである。

第2 委員会の開催

- 1 委員会は、委員長が招集するものとする。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 3 委員長は、委員会の議長を務めるものとする。

第3 主要な事業の選定

- 1 委員会は、中間評価を実施する社会資本総合整備計画または農山漁村地域整備計画（以下これらを「計画」という。）の中から、主要な事業として1事業または数事業を選定するものとする。ただし、該当する事業が無い場合はこの限りでない。
- 2 委員会は、社会資本総合整備計画または農山漁村地域整備計画（以下これらを「計画」という。）の中間評価を実施する場合は、中間評価の内容に係る審議を行うために開催された委員会において、当該計画における主要な事業を選定するものとする。

第4 計画の中間評価または事後評価に関する審議等

- 1 委員会は、計画の中間評価においては、事業の進捗状況および事業効果の発現状況、評価指標の目標値の実現状況を勘案して、計画の目標に照らし、適切な計画の執行がなされているか審議するものとする。
- 2 委員会は、計画の事後評価においては、事業の進捗状況および事業効果の発現状況、評価指標の目標値の実現状況、主要な事業の状況を勘案して、計画の目標に照らし、適切な計画の執行がなされているか審議するものとする。
- 3 委員会は、計画の作成主体が作成した今後の方針の案に対して、知事に意見の具申を行うものとする。
- 4 委員会は、県が決定した今後の方針の報告を受けるものとする。

第5 審議対象事業の抽出

委員会は、再評価を実施する事業の中から、各事業を取りまく社会状況等を勘案して、審議対象事業を抽出するものとする。

第6 公共事業の再評価に関する審議等

- 1 委員会は、審議対象事業に関し、事業の進捗状況、事業を巡る社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業再評価がなされているか審議するものとする。
- 2 委員会は、事業実施主体が作成した審議対象事業の対応方針の案に対して、知事に意見の具申を行うものとする。
- 3 委員会は、県が決定した対応方針の報告を受けるものとする。
- 4 委員会は、滋賀県公共事業再評価実施要綱第3の4の規定に基づく報告を受けるものとする。

第7 審議過程の透明性の確保

- 1 委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議する事項が次の事項に該当すると認められる場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項
 - (2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあると認められる事項
- 2 会議の公開に関する取扱いについては、別に定める「滋賀県公共事業評価監視委員会会議公開取扱要領」によるものとする。
- 3 委員会の審議内容は、後日会議録により公表するものとする。ただし、公表に先立ち、各委員の確認を得るものとする。
- 4 委員会に提出された資料も、会議録と併せ公表するものとする。
- 5 知事に意見具申を行った場合は、その内容を公表するものとする。

第8 施行期日

この要領は、平成12年6月29日より適用する。

この要領は、平成14年10月7日より適用する。

この要領は、平成17年11月2日より適用する。

この要領は、平成24年2月9日より適用する。

この要領は、平成25年10月23日より適用する。

滋賀県公共事業評価監視委員会会議公開取扱要領

第1 目的

この取扱要領は、滋賀県公共事業評価監視委員会運営要領（平成14年10月7日施行、以下「運営要領」という。）第7の2に基づき、滋賀県公共事業監視委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性、客観性および円滑な会議運営に資することを目的とする。

第2 会議の公開、非公開

委員会の会議は原則公開とする。なお、運営要領第7の1ただし書きに基づき、会議の全部または一部を非公開とする場合は、委員長が会議に諮って決定するものとする。

第3 公開の方法等

- 1 委員会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、委員長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 会議を公開するにあたって、委員会が公正かつ円滑に行われるために、傍聴者は別に定める「滋賀県公共事業評価監視委員会傍聴要領」に従わなくてはならない。

第4 会議開催の周知

公開の会議の開催にあたっては、委員会開催日の1週間前までに次に掲げる内容を明示し、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ① 委員会の名称
- ② 開催日時
- ③ 開催場所
- ④ 審議事項および公開、非公開の予定
- ⑤ 傍聴者の定員
- ⑥ その他傍聴に関する必要事項
- ⑦ 問い合わせ先

また、会議開催案内を作成し、県庁県民情報室および各地方機関の行政情報コーナーでの掲示ならびに、県のホームページへ掲載して、県民に周知を行うものとする。

第5 会議の全部を非公開とした場合の措置

- 1 会議の全部を非公開とした会議であっても、公開の会議を開催する場合に準じて会議開催資料により会議の期日等を報道機関に周知するとともに、議事に入るまでの間（冒頭）の取材は認めるものとする。
- 2 開催状況の事後周知については、次によるものとする。
 - (1) 会議終了後、報道機関から要請があった場合、委員長は口頭による簡単な説明（ブリーフィング）を行うものとする。また、速やかに、会議開催状況（会議開催の日時、場所、議題、非公開とした理由、会議概要の公表方法等）を、県のホームページに掲載して県民に周知するとともに、必要に応じて報道機関に情報提供を行うものとする。
 - (2) ブリーフィング、会議録および会議資料については、必要に応じて、公開することが適当でない認められる事項を公開しないこととすることができる。

第6 同一の会議において、公開の議題と非公開の議題とがある場合の取扱い

- 1 公開・非公開の議題のそれぞれを固めて審議できるよう議事日程を調整する。
この場合、傍聴者の傍聴および報道機関の取材は、公開の議題にかかる部分に限って認める旨をあらかじめ説明しておくものとする。
- 2 会議開催案内および会議開催資料の作成ならびに会議結果の公表においては、公開部分と非公開部分とを明確に区分して行うものとする。

付 則

(施行期日等)

この取扱要領は、平成14年10月7日より施行する。

この取扱要領は、平成24年2月9日より施行する。

滋賀県公共事業評価監視委員会傍聴要領

平成20年7月29日改正
滋賀県公共事業評価監視委員会

第1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会場入口で受付簿に氏名および住所を記入し、受付を行ってください。委員長より傍聴の許可を得た方は、委員長または事務局係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、開催予定時刻の20分前から開始し、5分前で終了します。
- (3) 傍聴の定員は主催者として、20名(報道関係者を除く)は確保します。なお、会場の都合上すべての希望者の傍聴席を確保することが困難な場合は、先着順により傍聴者を決定(許可)する場合があります。

第2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が下記、第3の規定に違反した時は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

第3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項に従ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨げないこと
- (3) 会場において、飲食をしないこと
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
ただし、報道関係者による会議の冒頭の撮影のみを認める。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと